

6面	市民意識調査の結果
4面	STAY HOMEを楽しもう
5面	市民税・県民税の申告は郵便で
9面	「#食べよう船橋」で市内飲食店を応援
9~11面	情報ひろば
12面	旬を迎えた船橋のイチゴ



発行/船橋市 編集/市長公室広報課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
☎047-436-2111(代) FAX 047-436-2769

ホームページ www.city.funabashi.lg.jp/
携帯サイト www.city.funabashi.lg.jp/mobile/
フェイスブック www.facebook.com/funabashi.kouhouka

市のデータ
人口 641,690人(298人増) 世帯 294,747(286増)
男 318,854人 面積 85.62km²
女 322,836人 (令和3年1月1日現在)※増減は前月比

緊急事態宣言期間が延長 (新型コロナウイルス関連のお知らせは3面をご覧ください)

GIGAスクール構想

1人1台の学習用端末を整備

市立小・中・特別支援学校に

最新技術で変わる“学び”

市では、国の「GIGAスクール構想」(*)に基づき、3月末までに新たに学習用端末を約1万4000台購入します。これにより、1人1台の整備に必要な約5万台を確保し、学校でのICT(情報通信技術)の活用を進め学習の充実を図ります。また、端末をより効果的に使用するため、小学3年生以上と特別支援学級、特別

支援学校の各学級に電子黒板を整備します(中学校は設置済み)。これから、今までの学校教育と最新のICTを組み合わせることで、児童・生徒一人一人の力を最大限に引き出す「学び」の実現を目指します(詳しい内容は2面をご覧ください)。

☎総合教育センター ☎422-7730



写真はいずれも古和釜中

(※)GIGA
スクール構想とは

「Global and Innovation Gateway for All」の頭文字をとったもので、児童・生徒向けの端末を1人1台確保し、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、一人一人に合わせた学習を行い、それぞれの資質・能力をより一層育成する構想です

2月15日(月)が新聞休刊日となるため、本号(2月15日号)の「広報ふなばし」は1日早く、14日(日)の新聞折り込みでお届けします。

☎広報課 ☎436-2012

子ども記者

端末とノートを活用して
よりよい学習を



古和釜中2年
松嶋 ゆいさん

電子黒板は、先生が用意した資料やインターネットからの情報を映し出し、動画も流せるので、教科書では分からないような動きが見られて理解が深まります。学習用端末では、調べ物をしたり自分の意見を打ち込み送信したりするなど、さまざまな方法で活用しています。

小学校ではこうした機器を使っていなかったのですが、中学に入学した当初は扱いに慣れていませんでした。小学生から機器の扱いに慣れれば、中学で使用するときにはより範囲の広い情報収集ができると思います。機器を使った授業は便利なのですが、ノートを取ることにメリットはたくさんあるので、両方を上手に活用し勉強をしていきたいです。



学習用端末で生徒の考えや回答を電子黒板に映し出します
※写真は研究指定校の古和釜中

GIGA
スクール構想

学校の授業がより「充実」

一人一人に合わせた「学習」へ

市では、学校のICT(情報通信技術)の活用を進めるため、研究指定校を定め、先行して学習用端末や電子黒板を活用した授業を行ってまいりました。そこで得たノウハウを研修などを通じて各校と共有し「GIGAスクール構想」の円滑な導入に向けての準備を進めています。今後、市立小・中・特別支援学校で順次活用が始まります。

その1
機器の導入について

総合教育センター ☎ 436-2242・7730
授業での活用について ↓ 指導課 ☎ 436-2863

これまでの教育実践の蓄積×ICT=学習活動の一層の充実
1人1台の学習用端末として、操作性に優れ、直感

的に使える端末を整備します。従来行われてきた学校の教育ノウハウに、学習用端末や電子黒板などのICT機器を組み合わせることで、一人一人の「学習の充実」を図ります。



その2
学びの転換

これまでの授業では、教員が教室の中を回りながら児童・生徒の学習状況を確認していましたが、学習用端末を活用することで、一人一人の状況を即座に把握でき、理解度を確かめながら授業を進めることができます。

災害時における浴場の使用等に関する協定を締結
市内銭湯から身も心も温まる「入浴支援」

保健所衛生指導課 ☎ 409-2563

大規模災害が発生した際に、市からの要請に基づき、被災者への「入浴支援」や、掃除・洗濯などの生活用水として「井戸水の提供」を受けることが可能となる協定を1月25日に結びました。締結先は市内の6銭湯(※)が所属する千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合船橋支部です。

災害時は、ライフラインの断絶や家屋の倒壊などにより、さまざまな面で不便な生活となりますが、入浴ができないこともその一つです。

同支部長の松柳貴夫さんは「以前から災害時に何か協力できることはないかと検討していたので、協定を締結でき

てうれしい。災害時とはいえ、皆さんにはゆっくりお風呂に入ってもらいたいです」と話してくれました。(※)6銭湯…宮の湯(宮本6)、滝の湯(本中山2)、クアパレス(薬円台4)、紅梅湯(南本町8)、松の湯(本町3)、浜町浴場(浜町1)



▲(左から)紅梅湯 松本教弘さん、滝の湯 菅原徹也さん、宮の湯 松柳貴夫さん、松戸徹市長、クアパレス 水野広樹さん、水野逸子さん、松の湯 佐々木淑子さん

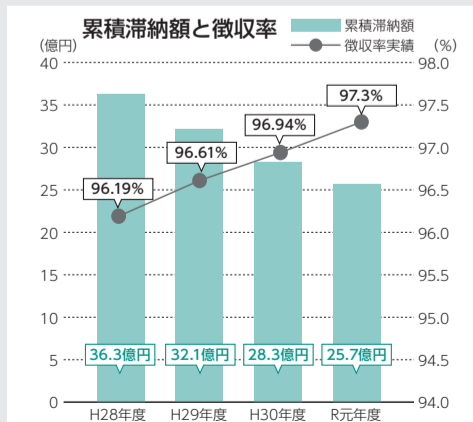
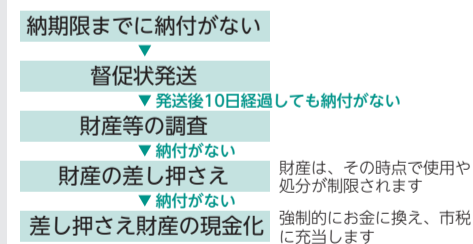
行政サービスの貴重な財源 債権管理課 ☎ 436-2246

ストップ! 市税の滞納

市民の皆さんに納めていただいている市税は市の歳入の約半分(48.3パーセント)を占めており、教育や福祉などの行政サービスを行うための貴重な財源となっています。市税の滞納は行政サービスに支障を来すだけでなく、期限内に納税している大多数の人との公平性を欠くこととなります。納税できる資力があるにもかかわらず滞納が続く場合は、財産の差し押さえ等による滞納処分を行います。

滞納処分までの流れ

納期限を過ぎても納付がなく滞納となった場合、滞納処分の対象になり、市による財産の差し押さえが可能となります。



▲市では徴収業務体制の強化により、近年徴収率は上昇し、滞納額は減少しています

早めにご連絡ください

災害、事業の廃止、失業、病気、新型コロナウイルスの影響等、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、納税の猶予制度等があります。債権管理課へご連絡ください。※収入に見合わない生活の維持等は理由になりません

納付忘れにご注意を!

市税は納期限内に納めないと、納期限の翌日から1カ月は年2.5パーセント、それ以降は年8.8パーセントの延滞金が発生します(3年1月1日現在)。期限内での納付となりますよう口座振替のご利用をお願いします。

税金は必ず納付しなければなりません

税金は全ての債務に優先すると法律で定められています。住宅や車のローン、カードローン等の個人の債務があるので払えない、といった理由は認められません。

その4
学校が休業になった場合は「自宅学習も可能」

昨年3月、新型コロナウイルスの影響により、急きよ学校が休業になりました。今後、このような事態になつた場合でも、学習用端末を自宅に持ち帰り、家庭でのオンライン学習に活用することが可能になります。

その3
一人一人に応じた「個別最適化された学び」

これまでの「同時に同じ内容の課題を行う」授業だけでなく、各自の理解度に応じて、基本を理解した児童・生徒は応用に進むなど「同時に別々の内容を学習する」授業ができます。これにより、一人一人の目的や課題に合わせた学びが可能となります。また、オンライン学習ドリルソフトを導入することにより、それぞれの理解度に応じた練習問題にも取り組めます。

児童・生徒が端末に入力した意見等は、そのほかの児童・生徒にも共有することができるので、発表やグループワークを通じて多様な意見に触れ、じっくりと考える時間を確保することができます。